

広島県告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十六年広島県告示第千百七十八号で認可した宮島都市計画下水道事業宮島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

宮島都市計画下水道事業宮島公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十二月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

廿日市市宮島町江之浦、網之浦、西大西町、杉之浦下、包ヶ浦

使用の部分

廿日市市宮島町江之浦、網之浦、東大西町、南大西町、西大西町、北大西町、上中西町、下中西町、滝町、久保町、中江町、南町、大町、幸町西表、幸町西浜、幸町東表、幸町東浜、桜町、中之町表、中之町浜、魚之棚町、大和町、北之町西表、北之町東表、北之町浜、下西連町、上西連町、東西連町、新町、伊勢町、浜之町、港町、胡町、弥七ヶ谷、杉之浦下、杉之浦中、杉之浦上、包ヶ浦